

北上市告示乙第83号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和4年7月1日

北上市長 高橋敏彦

1 指定期日

令和4年7月1日

2 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名 (路線番号)	起点 終点
1	飯豊秋葉線 (2001034)	北上市北工業団地665番2地先 北上市北工業団地201番3地先
2	川原町南田線 (2073121)	北上市北工業団地201番3地先 北上市北工業団地1番1地先間
3	川原町南田線 (2073122)	北上市二子町馬場野1番2地先 北上市成田26地割24番4地先間
4	市道2073124号線 (2073124)	北上市北工業団地561番10地先 北上市北工業団地561番10地先

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における進入の禁止

無し

(2) 交差点における左折及び右折にあたっての誘導の必要

ア 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定する車両等をいう。以下同じ。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道2001034号線	北上市北工業団地201-3	市道2073121号線

イ 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道2073122号線	北上市成田26地割	市道2001103号線

ウ 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道2001103号線	北上市成田26地割	市道2073122号線

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。